

平成 20 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 12 月 4 日第 9 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 議事調査係長 佐藤 正 之
主 査 佐々木 美 佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
選挙管理委員会委員長	須藤 顯	総務部長	佐藤 好文
市民部長	齋藤 隆 一	健康福祉部長	笹森 和雄
産業部長	伊藤 賢 二	建設部長	佐々木 秀明
教育次長	小柳 伸 光	ガス水道局長	須田 登美雄
消防長	中津 博 行	総務部総務課長	森 鉄也
財政課長	佐藤 家 一	市民課長	木内 利雄
生活環境課長	長谷山 良	福祉事務所長	細矢 宗良
農林水産課長	阿部 誠 一	商工課長	森 孝良
観光課長	武藤 一 男	都市整備課長	佐藤 正均
下水道課長	渡辺 講	教育委員会総務課長	阿部 均

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成20年12月4日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の直接請求に係る意見陳述の日時等について
- 第5 報告第5号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第6 報告第6号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第7 議案第115号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第116号 にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第117号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第118号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第119号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)
- 第12 議案第120号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)

- 第13 議案第121号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
第14 議案第122号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第15 議案第123号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時02分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成20年第9回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。また、本日は、選挙管理委員会の須藤選挙管理委員会委員長の出席をいただいておりますので、あわせて御報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、1番飯尾善紀議員、2番佐々木正勝議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。会期日程（案）について報告いたします。

11月27日の木曜日、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。会期につきましては、本日12月4日から12月19日までの16日間としております。本日は本会議になります。5日を休会日といたしまして、8日、9日及び10日の3日間を一般質問にしたいと思っております。受付順に、1日目が4人、2日目が5人、3日目が2人にしたいと思っております。なお、11日以降の日程については、既に配付済みの日程案のとおりですので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、本日の議事日程表の議案に記載してありますが、日程第7、議案第115条の条例制定請求代表者の意見陳述は、同議案の補足説明後に予定しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） ただいまの報告に対しまして、議会運営委員長に対する質疑を行います。

－ 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 率直に言いまして、配付された議案内容から見て、量が今までの議会とかなり違うわけですよ。したがって、私は、日程が10日間と、特に委員会審議が4日間になっているわけですが、この辺について、どういう議運委員会の中で話し合われたのか、少し詳しく

く話を聞きたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） この日程につきましては、我々議会運営委員会でも長いのではないかという意見の方もありましたけれども、この議会運営委員会には各常任委員会の委員長さん方も委員になっております関係上、その委員長さん方が、やはり委員会で慎重審議、または現場視察、こういうこともする考えで、日程上ゆとりのある日程にさせていただきたいと、こういうことで、議会運営委員会では全会一致でこのような日程に決しております。

議長（竹内睦夫君） ほかにございませんか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の内容だけではちょっと解明できないわけですよ。4日間というのがやっぱり、委員会審議、例えばこの議案の内容見ても、一番今まで時間的にかかるというのは教育民生常任委員会なわけですよ。それで、教育民生常任委員会の内容から見ても、そんなに難しい、あるいは時間をかけて — まあ時間をかけてというんですか、慎重審議は必要ですけども、特別新しい提案がされたり、そういうものはないわけですよ。したがって、例えば視察をするにしても、1日あれば十分だと。少なくとも1日は短縮できる内容ではなかったのかと。各委員長の皆さんがどういう、例えば私のほうでは行政視察をこういうふうにしてやりますよとか、具体的な提案があって、こういう内容になったんですか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） 具体的にという話がありましたけれども、確かに、議会運営委員会の中に参加しております常任委員長方から話もありました。特に教育民生委員長から、請願、陳情が3件も教育民生に集中していると。総務委員会は1件で、そして、産業建設は何もないと、そういうこともあって、教育民生委員長からは、特に日程的にこういう日程が必要でありますという意見がありました。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、

本日より 12 月 19 日までの 16 日間に決定しました。

日程第 3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君）おはようございます。きょうからの 12 月定例会、よろしくお願いいたします。

それでは、市政報告を申し上げます。

初めに、第 131 回秋田県種苗交換会についてでございます。

種苗交換会は、農協中央会主催行事のほか、各種団体主催行事、協賛第一会場の各種展示、外小間の物販、市農漁工商フェア、協賛第二会場の農業機械化ショー、仁賀保勤労青少年ホームやスマイルでの各種大会などに多くの参観者が訪れ、市全体が一つのイベント会場のようににぎわいながら、盛会のうちに終了いたしました。

会期中の参観者は、農協中央会発表で 69 万 5,000 人でありました。期間中は、雨天の日もありましたが、事故もなく、7 日間の日程を順調に終了することができました。農協中央会や J A 秋田しんせいのほか、関係機関、市民ボランティアなど、多くの関係者の御協力に改めて感謝を申し上げます。

特に、交通管理においては、多くの参観者で混雑などが懸念されておりましたが、高速道路の出口などで一時的に渋滞が発生したものの、にかほ警察署による入念な準備と管理により、大きな混乱もなく、終了することができました。

また、技術の向上や農業振興を図る農産物出品展示は、談話会とともに種苗交換会の重要な位置づけにありますが、市内農業者からも多くの出展物がありました。ミニトマト部門では農林水産大臣賞、種苗パンジー、漬物の各部門では秋田県知事賞を受賞したほか、県産米品評会では最優秀賞を受賞するなど、市内の出品物が多数受賞したところであります。こうした結果は、安全で品質の高い農畜産物の生産や技術の定着など、にかほ市の農業への取り組みが高い評価を受けてのものと思っております。

また、協賛事業についても、秋田県農業の先覚者で、農業の近代化に力を注いだ、本市出身の齋藤宇一郎翁や、その子で、宇一郎翁の意を継ぎ、農工一体で豊かな農村づくりを実現した齋藤憲三先生親子を紹介した「齋藤宇一郎・憲三展」、さらには、にかほ市を象徴する農工連携を紹介した「にかほ市工業展」など、にかほ市の開催に特徴を持たせた展示も大変好評でありました。

また、交換会開催によるにかほ市への経済効果であります。市内 21 業者による農漁工商フェアの売り上げ、市内宿泊客の増加、市内施設での土産品の売り上げ増加、会場施設整備などの投資額を合わせて把握できた額としては、1 億 900 万円ほどとなっております。把握できないものも相当額あるものと考えております。そして、期間中は、山形、岩手、宮城など他県からの参観者も大変多く、にかほ市の魅力を県内外に広く P R することができたと思っております。

いずれにしても、今回の種苗交換会の開催が、にかほ市の農業を初めとする各産業の発展の契機となるように期待をしているところであります。

次に、最近の市政について報告いたします。

市税の状況について申し上げます。11月末における調定額は、個人市民税が11億5,774万円で、当初予算対比3,800万円、3.5%の増、法人市民税は、当初予算対比8,600万円、21.8%増の4億8,100万円ほどになる見込みで、今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。また、固定資産税は16億7,414万円で、当初予算対比約8,900万円、5.6%の増となっております。なお、市県民税及び所得税の申告相談は、2月5日から3月16日までの期間で行う予定です。詳しくは、後日、市広報でお知らせをいたします。

次に、眼科医院の開業についてであります。かねてより、にかほ市での開業を目指しておりました秋田市で開業している眼科医が、12月から仁賀保地域内に診療施設も含めた建物の工事に着手すると伺っております。2月中に医療器材等の搬入を終え、3月中旬から4月初旬ころの開業を予定しております。行政といたしましても連携を図りながら、早期開業に向けて、側面から支援をしております。

仁賀保駅 - 水沢間のコミュニティバスの運行状況についてであります。4月からの試験運行を経て、にかほ市地域公共交通検討委員会では、利用状況や利用者の要望を踏まえ、1便増便することや、路線名を院内線に、車両名を「院内そよかぜ号」とすることを決定し、10月1日から本格運行を開始いたしました。4月から11月までの利用状況は、延べ人数で2,158人、1日当たりの平均利用者数は13人となり、廃止前の路線バス1日当たりの利用者数9.2人を3.8人ほど上回っております。引き続き、よりよい地域公共交通の構築に努めてまいります。

次に、にかほ市自治基本条例の策定状況についてであります。昨年3月の第1回策定検討委員会開催以来、本年11月18日まで、22回にわたる委員会審議を経て、前文と35条の条文から成る、にかほ市自治基本条例・素案の中間答申となる予定であります。答申があり次第、議会にもお示しをし、年明けには素案に対して市民の意見を求めるパブリックコメントを実施し、再び策定検討委員会で検討いただいた最終素案を議会にも説明しながら、新年度からの施行を目指したいと考えております。

新年度の職員採用についてであります。一般行政職の採用については2名を予定しておりますが、採用後は、公務員としての必要な研修を行い、市民の負託にこたえられるよう育成してまいります。また、消防職員の採用は6名を予定しております。消防学校への入校など必要な研修を行い、市民の負託にこたえられる消防士に育成してまいります。

次に、住宅耐震診断アンケート調査の結果について申し上げます。8月下旬に、アパート、寮などを除いた市内全戸8,107世帯にアンケート調査を実施したところ、回答数は5,904世帯で、回答率は72.8%でありました。耐震診断の意向についてであります。40.4%に当たる2,384世帯が「5万円程度の費用であれば受けたい」と、また、「経済的に余裕がない」、「改修する考えはない」などの理由から、34.1%の2,015世帯で「受ける意向はない」との回答でありました。このことから、何らかの助成制度があれば耐震診断を実施したいとする意向も多くありますので、新年度予算には関連予算を提案したいと考えております。

次に、日沿道秋田・山形県境区間建設促進大会であります。昨年9月に日沿道の一部が供用開始されたことで、特に通勤時の渋滞は大幅に緩和されました。先般の種苗交換会において、国土交通

省が日沿道に関するアンケート調査を実施したところ、93.7%の方が実際に利用しているとの報告を受けております。また、象潟ICまでの事業区間については、ルート設定や用地取得、仁賀保地区での国道7号付替工事も順調に進捗しており、早期の供用開始が待たれるところであります。しかしながら、高速道路などの整備財源である道路特定財源が一般財源化することの方針が政府与党から示され、今後の道路整備は不透明な状況にあります。特に、基本計画区間である象潟 - 酒田間の県境区間の整備については、立ちおくれが非常に懸念されるところであります。このような状況を踏まえ、県境区間の整備について、道路整備に係る中期計画への明示を明確にするために、遊佐町と連携して、去る12月1日に遊佐町を会場に建設促進大会を開催いたしました。大会は、議員を始め地域住民など約300名の参加を得て、大変盛会でありました。これを機に、さらに沿線住民の機運を盛り上げながら、関係自治体との連携を図り、国土交通省等への要望活動を実施してまいりますので、御支援と御協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてであります。これまでの寄附金申し込み件数は89件の総額263万円で、実際に納入いただいた寄附金は83件の総額259万3,000円となっております。7月の受付開始から毎月途切れることなく申し込みがあり、今のところ、件数では全県でトップとなっております。御寄附をいただきました皆様方には心から感謝を申し上げますとともに、寄附金の活用については、次年度以降、寄附された方々の意向を尊重しながら、具体的な用途について事業計画を検討してまいります。

国際交流事業についてであります。9月25日から8日間の日程で、姉妹都市アメリカショウニー市へ19回目の訪問団、中学生14名、引率4名の18名が訪れ、ショウニー市民の温かい歓迎を受けました。グローブ中学校の訪問や、市内の施設を見学するとともに、滞在中の5泊のホームステイを通して、異国の文化を体験し、友情の輪を広げて無事帰国しております。また、友好都市中国浙江省諸暨市から、にかほ市との友好交流関係提携協定書締結・調印の招聘を受け、10月22日から4日間の日程で、18回目の西施故郷訪中団6名に同行して、私と議長が訪問しました。にかほ市として、改めて友好交流のきずなを確認しております。

友好都市交流についてであります。本市との友好親善都市である愛知県吉良町の山本町長が、10月30日から3日間の日程で来訪されました。滞在中、種苗交換会を見学されたほか、金浦の浄蓮寺を訪れ、白瀬中尉の墓参りをさせていただきました。今回は、にかほ市発足後、初めての来訪でもあり、天然記念物「象潟」や蚶満寺、齋藤宇一郎記念館やTDK歴史館のほか、多くの施設をごらんいただき、新たな魅力も堪能していただきました。今後も白瀬中尉との御縁を大切に、経済・文化など多方面にわたる交流の継続と友好のきずなを確認しております。

次に、ふるさと会についてであります。三地域のふるさと会を統合し、初めてとなる「にかほ市ふるさと会」が、11月22日、浅草ビューホテルで開催されました。統合開催に向けては、平成18年10月から旧三町ふるさと会の代表委員で構成された新ふるさと会設立準備委員会において協議が重ねられ、このたびの統合開催となったものであります。当日は、320名ほどの会員や家族、そして、来賓や地元にかほ市からの参加者を含め、約360名の皆さんが集い、紹介された、にかほ市のこの1年の出来事や思い出話などで親交を深め、有意義な時間を過ごされました。

次に、男女共同参画事業についてであります。内閣総理大臣拉致問題担当補佐官の中山恭子氏を講師に、にかほ市男女共同参画講演会を10月18日に象潟中学校体育館を会場に開催いたしました。みずから男女共同参画を实践されている中山講師の講演ということもあり、市民約850人が聴講をされました。今後も男女共同参画社会実現のため、市民への啓発活動を続けてまいります。

次に、灯油購入費等助成についてであります。石油情報センターによる今年の灯油価格の動向は、秋田県の店頭現金価格で、18リットル当たり、3月の1,697円から上昇を続け、8月には2,340円に達しました。その後、世界的な景気後退による消費量の減少、あるいは円高などから徐々に下落し、11月10日現在、1,475円まで急落し、安値傾向はしばらく続くものと思われます。しかしながら、原油の高騰のほか、バイオ燃料転用による穀物など原材料の品薄のあおりを受け、食料品、日用品、石油製品などの生活関連物資等の商品も値上がりしております。そして、現在店頭に並んでいるものは、灯油最高値に近いところに生産されたものが多く、一たん値上げされた商品はなかなか値が下がらない状況にあります。

そうした中で、政府は、追加経済対策の一つである定額給付金を年明けの二次補正予算案に盛り込むこととしておりますが、予算の成立の時期や制度そのものが不明確な部分も多く、今後さまざまな事態も予想される状況であります。市としては、こうした状況を踏まえ、緊急生活支援として、昨年に引き続き、生活支援を必要とする世帯に対し、灯油購入費等助成を行うことにしました。助成対象や助成金額等はすべて昨年度と同様で、平成20年12月1日現在、市の住民基本台帳に登録され、引き続き居住している世帯で、生活保護世帯のほか、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等のうち、平成20年度の市民税非課税世帯としております。助成金額は1世帯当たり1万円で、にかほ市共通商品券での交付としながら、市内商店の活性化の一助としたい考えであります。本定例会に関連補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

今年の稲作の作況指数についてであります。今年の稲作は、大きな災害もなく順調に生育し、作況指数は県中央部で105の「やや良」となりました。収穫作業も比較的天候に恵まれ、市全体での出荷数量は30キログラム換算で32万736袋と、昨年同期より約7.5%上回りましたが、高品質米産地として、米の消費減少傾向が続く中、全国的な米余りが心配されるところであります。また、11月28日現在の地域別一等米比率は、仁賀保地域が98.1%、象潟地域が97.8%、金浦地域が96.6%で、市全体では97.5%と、昨年同期に比較し2.4%上回り、県平均を2.3%上回っております。

次に、地球温暖化防止対策についてであります。日常生活における温室効果ガスの排出抑制のために、地域住民、事業者、行政が協働して必要な協議を行う、にかほ市地球温暖化対策地域協議会を設置するための準備検討委員会が11月27日に発足いたしました。委員は、秋田県地球温暖化防止活動推進員や各種団体、地域住民、事業者、行政などの代表者11名で構成され、秋田県のアドバイスを受けながら、活動のコンセプトや運営体制、構成員、会則などの検討を行い、平成21年度に地域協議会を設置することとしております。この事業を推進し、一定の成果を得てゆくためには、市民の理解と協力が最も重要であります。そのためにも、地域協議会において十分に議論を重ねながら、各界各層の意見を集約した推進計画を策定したいと考えております。

なお、地球温暖化防止都市宣言については、市民への啓発と市の不退転の意志を示す意味からも、

大変有効な手段の一つであると考えておりますので、推進計画の策定など準備が整い次第、宣言をしたいと考えております。

にかほ市開発公社ねむの丘及びにかほ市観光開発株式会社はまなすの利用状況についてであります。ねむの丘は、昨年同期比で入館者が1.6%の減、入浴者が9.6%の減となっております。秋田わか杉国体などで物産販売は増となりましたが、宴会など他部門の売り上げは減少傾向にあり、売り上げ全体では3.1%の減となっております。また、はまなすについては、昨年同期比で宿泊者が1.2%の増、入浴者も3.4%の増となっております。宿泊や入浴等の利用料では2.1%の増、食事や売店等の売り上げは3.6%の増となっております。ねむの丘においては、公共料金や原油高騰による光熱費の増などから収益面で影響がありましたが、今後とも誘客セールスなどを多角的に展開し、経常経費の節減を図りながら、経営の健全化に努めてまいります。なお、それぞれの経営状況の詳細について、今定例会に報告しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、昨年度、にかほ市観光アクションプランを策定し、観光情報発信の強化、新観光ルートの造成、受け入れ態勢の充実などの基本方針を定め、商工会、観光協会など各種団体と連携して、観光施策を展開してまいりました。提案型旅行商品としては、仙台圏域を含む東北地区の旅行会社にモデルコースを提案したところ、滞在型及び日帰り観光につながる新商品の企画が実現し、来訪された観光客からは好評を得ております。今後も、新ルート開発などを含め、にかほ市の魅力を積極的に情報発信し、観光振興を図ってまいります。

また、昨年度に引き続き、10月2日から3日まで、にかほ市ふるさと宣伝大使12名と、大使が所属する俳句の会17名の計29名の一行が本市を訪れました。松尾芭蕉「奥の細道」紀行最北の地として、ふるさと宣伝大使が呼びかけ、実現したもので、蚶満寺や天然記念物「象潟」を初め、芭蕉ゆかりの地などを視察され、本市の魅力を存分に堪能されました。

また、本市で開催された秋田県種苗交換会や全国クラブチームサッカー選手権大会の開催期間中、ねむの丘の入館者数は、前年同期比で96.7%の増、売り上げは74.5%の増、その他市内の宿泊施設における宿泊者数は、前年同期比1,082人、59.5%増となっております。期間中は、あいにくの天候ではありましたが、にぎわいが創出され、地域経済への波及効果にもつながったものと考えております。

公共下水道事業の進捗状況等についてであります。日本下水道事業団への委託工事である平沢・矢妻中継ポンプ場建設工事のそれぞれの電気・機械設備工事が9月中旬に、才の神中継ポンプ場建設工事の土木・建築工事が10月初旬にそれぞれ発注となり、22年3月の完成を目指し、工事に着手しております。また、平沢・象潟地区の面整備工事についても、先月初めから準備工事のガス水道管の移設工事に着手しております。今後の予定としては、公共下水道の計画決定区域の変更による都市計画変更と、事業区域の拡大に伴う事業認可変更を年度内に計画しております。

また、収納事務経費の縮減や、お客様への集約したサービスの提供と利便性を図ることを目的に、昨年からの調整作業を進めてまいりました上下水道料金一括納付制度導入のための収納事務一元化については、来年3月からのスタートを目指し、今定例会に関連条例の改正（案）を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、除雪計画についてであります。昨年の降雪量は、平年並みでありましたが、短期間にまとまって降ることもありましたので、今冬については、万全を期して準備を進めているところであります。

なお、除雪体制については、建設業協会の協力も得て、オペレーターの確保もでき、市民生活の安心・安全と円滑な道路交通を確保できる体制を構築しております。

次に、仁賀保統合中学校建設事業についてであります。現在、体育館、武道場の進捗率は約35%となっており、21年3月末の工期に向けて、順調に推移しております。また、校舎棟については、現在、基礎工事等に着手しております。

文化祭についてであります。今年度の市民文化祭は、種苗交換会の関係から、開催日を例年より早め、10月11日から13日までの日程で開催しました。期間中の来場者数は、天候にも恵まれたこともあり、昨年を大きく上回る1万6,500人となっております。また、展示部門では、4,362人から6,486点の作品が出展されました。昨年度から、地域交流や作品交流を図ることを目的に、展示会場、発表会場の一本化を進めておりますが、創作体験コーナーを各会場に設けたり、シャトルバスの運行なども定着し、どの会場も多くの市民でにぎわいました。中でも、今年度、初めての試みとして、期間中、市内の社会教育施設をすべて無料開放し、スタンプラリーを実施しましたが、多くの市民が参加し、大変好評を得たところであります。今後も、市民の皆さんの意見等を取り入れながら、より多くの市民が参加できる文化祭にしたいと考えております。

最後に、非常備消防関係事業についてであります。今年度の非常備消防関係の装備については、小型動力ポンプを第5分団第2部2二班（芹田）に、小型動力ポンプ付積載車を第4分団第2部1班（大竹）に、ポンプ積載車を第7分団第2部2班（桂坂）に、それぞれ更新配備します。地域消防力の強化、団員の志気の向上にもつながるものと期待をしております。他の分団についても計画的に整備を進めてまいります。

以上で市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで行政報告は終わりました。

次に、日程第4、議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の直接請求に係る意見陳述の日時等についてを議題とします。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき請求され、市長は同条第3項の規定により議会に付議されましたので、同条第4項及び同法施行令第98条の2の規定において、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとし、その日時、場所等を定め、条例制定請求代表者に通知するとともに、告示及び公表しなければならないとされております。よって、本日12月4日午前10時開会の本会議において、条例制定請求代表者から意見を述べていただくことにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日12月4日午前10時開会の本会議において、条例制定請求代表者から意見を述べていただくこととし、その旨を条例制定請求代表者に通知するとともに、告示及び公表することといたします。

ただいま決しました意見陳述の日時等の告示手続等のため、しばらくの間休憩します。

午前 10 時 41 分 休 憩

午前 10 時 53 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について及び報告第 6 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての 2 件、日程第 7、議案第 115 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 15、議案第 123 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 9 件、計 11 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、本定例会に提出しております議案の要旨について御説明をいたします。

報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてでございます。第 16 期決算及び第 17 期事業計画、並びに予算について、地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定に基づき、報告をするものであります。

同じく報告第 6 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についてでございます。第 38 期決算及び第 39 期事業計画、並びに予算、象潟ねむの丘管理受託事業の第 12 期決算及び第 13 期事業計画、並びに予算について、地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定に基づき、報告をするものでございます。

議案第 115 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。本案は、平成 20 年 11 月 17 日、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による再度条例改正請求が代表者国松東一郎氏よりなされ、これを受理したもので、同条第 3 項の規定に基づき、意見を付して提案するものであります。

市議会議員の議員報酬については、去る 5 月 26 日招集の平成 20 年第 4 回市議会臨時会に提出された条例改正請求案を市議会は賛成少数で否決し、また、9 月 4 日招集の平成 20 年第 8 回市議会定例会に提出された平成 20 年 3 月 21 日議決前に戻す議員報酬額引き下げを要求する陳情書を不採択としたところであります。しかし、このたび、さらに多くの署名をもって、再度の条例改正請求がなされたことは、議員の報酬額引き上げに反対する多くの市民の声があることのあらわれであり、私は、これを重く受けとめなければならないと考えているところでございます。議会におかれましては、再度慎重に御審議の上、判断いただきますよう、お願い申し上げます。

議案第 116 号にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定についてでございます。犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が改正され、同法の題名が犯罪被害者等給付金の支給等

による犯罪被害者等の支援に関する法律に改称されたことに伴い、条例中の引用部分を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 117 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。市政報告でも申し上げましたが、上下水道料金一括納付制度の導入により、農業集落排水施設使用料の徴収事務を水道料金の収納事務の実態に合わせる必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 118 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についてでございます。前議案と同様に、上下水道料金一括納付制度の導入により、公共下水道使用料の収納事務を水道料金の収納事務の実態に合わせる必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 6 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4,960 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149 億 432 万 6,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、市税の増収分が 8,600 万円の増、国庫支出金では、まちづくり交付金事業の実施内容の変更等に伴い、3,000 万円の減額、市町村合併推進体制整備費補助金の確定分として 2,000 万円の追加となっております。また、諸収入において、由利本荘市リサイクル施設負担金及び広域市町村圏組合負担金の過年度精算金を合わせて、1,953 万 3,000 円の増額、繰入金では、財政調整基金からの繰入金が 1 億 3,805 万 5,000 円の増額となっております。

また、歳出の主なものとしては、民生費関係で、生活支援として昨年度に引き続き灯油購入費等助成費 1,800 万円を計上しております。また、商工費では、秋田県経営安定資金融資保証料補助金として 735 万 7,000 円を追加、土木関係では、まちづくり交付金事業の実施内容の変更により、公園整備工事等の工事請負費 4,600 万円を減額し、公有財産購入費として 1,380 万円を計上しております。また、公債費については、繰上償還分として 2 億 1,188 万円を追加計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金からの繰入額を追加して行うものであります。

議案第 120 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第 2 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,269 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 5,744 万 9,000 円と定めるものであります。

歳入につきましては、療養給付費交付金の過年度精算金が 1,960 万 3,000 円、高額医療費共同事業交付金が 1,282 万 1,000 円、保険財政共同安定化事業交付金が 2,027 万 5,000 円、それぞれ増額となっております。

また、歳出の主なものとしては、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費の増加により 3,412 万 2,000 円を、保険財政共同安定化事業拠出金として 1,290 万円をそれぞれ追加計上するものであります。

なお、予備費を 407 万 7,000 円追加し、歳入歳出予算の調整を行っております。

議案第 121 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 151 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ6,067万2,000円と定めるものでございます。

主な内容としては、歳出において、維持管理費の光熱水費に110万4,000円を追加し、水質検査委託料の受け差により240万円を減額するものであります。また、一般会計からの繰入金151万1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行うものであります。

議案第122号平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ610万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,903万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、諸収入の消費税の還付金が549万4,000円、資本費平準化債が610万円、それぞれ追加しております。

また、歳出の主なものとしては、管渠管理費の光熱水費を670万1,000円を減額するとともに、公共下水道工事の実施内容の組み替えにより、24万円の増額となっております。

なお、一般会計からの繰入金1,769万4,000円の減額などにより、歳入歳出予算の調整を行うものでございます。

議案第123号平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債の元利償還金など37万7,000円の補正を一般管理費を組み替えすることにより行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、明日、5日になりますけれども、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されることになっております。したがって、関連するにかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を12月8日の一般質問に先立ち提案したいと思っておりますので、あわせて御審議くださいますようによろしくお願い申し上げます。

議長(竹内睦夫君) これから、担当部課長から主な項目についての補足説明を行います。報告第5号及び報告第6号について、産業部長。

産業部長(伊藤賢二君) 報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての補足説明をいたします。

第16期の決算報告及び第17期事業計画について御報告申し上げます。報告書の3ページをお願いいたします。

第16期は、平成19年10月1日から平成20年9月30日までであります。

貸借対照表であります。資産の部では、流動資産と固定資産を合わせて5,464万6,945円です。また、負債の部の流動負債では、会計処理を月末締めとし、翌月の15日支払いの方法をとっておりますので、買掛金としての食事材料費や酒類、売店商品等の268万6,476円や、未払費用としての電気、水道、消費税、社会保険への会社支払い分810万4,378円、また、9月分の未払い法人税等130万3,000円などで、負債合計は1,486万1,022円です。純資産の部では、資本金が2,000万円、利益剰余金が1,978万5,923円で、うち当期利益は497万3,324円となり、純資産合計は398万5,923円です。

次に、4 ページの損益計算書であります。営業損益の部では、売上高として、食事、酒類、売店を初め、宿泊、入浴料等で2億604万6,160円であります。この額から売上原価などの合計額4,856万8,860円を差し引いた売上総利益金額は1億5,747万7,300円になります。

次のページ、5 ページの販売費及び一般管理費になります。主な支出内容は、社員等の給与、雑費、賞与、法定福利費、福利厚生費のほか、施設管理消耗品や水道光熱費等でありますが、販売費及び一般管理費の合計額は1億5,025万6,970円です。

4 ページに戻りますが、売上総利益1億5,747万7,300円から、5 ページの販売費及び一般管理費の1億5,025万6,970円を差し引いた営業利益金額は722万330円となり、受取利息を加えた経常利益金額は733万9,176円、そして、法人税等を差し引いた同期純利益金額は497万3,324円になります。

次に、11 ページの第17期の事業計画を御説明いたします。第17期事業計画予算の期間は平成20年10月1日から21年の9月30日までになります。

事業計画ですが、第17期も地域交流の拠点施設として、市民の健康の増進と福祉の向上を図り、四季折々、地元でとれる野菜や魚介類等を活用した料理の提供など、地域住民や利用者のニーズを大切に施設運営を目指してまいります。

12 ページですが、第17期事業計画予算になります。収入の部においては、宴会や宿泊、レストラン関係の食事や飲料の売り上げや売店収益と宿泊・休憩・入浴料が主なもので、収入の合計額は2億1,110万円です。

次に、支出の部ですが、売上材料費の備考欄にパーセントが記載されておりますが、これは営業内収益に対する原価率を示しております。また、それぞれの項目ごとに備考欄へその内容を付記しておりますので、説明は省略いたしますが、支出の部の合計は2億286万円です。表の最下段ですが、収入の部から支出の部を差し引いた額の824万円が第17期の経常利益になります。

以上で報告第5号の補足説明を終わります。

次に、報告第6号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての補足説明をいたします。

最初に、第38期財団法人にかほ市開発公社事業会計決算報告書について御説明いたします。報告書の2ページをお開きください。

第38期収支計算書では、収入部では、預金利息と配当金5,263円で、前期繰越収支差額83万4,406円とあわせ、収入合計は83万9,669円になります。

次のページの支出の部では、報酬と旅費、交通費など18万7,000円であり、収入合計から支出済額を差し引いた次期繰越収支差額は65万2,669円です。

次に、9 ページからの第39期財団法人にかほ市開発公社事業計画書の10 ページ、11 ページの収入・支出予算書を御説明いたします。収入の部においては、利息等であり、また、支出の部におきましては、役員会開催に伴う報酬等や需要費で、第39期の収入・支出額をそれぞれ68万2,000円としております。

次に、第12期象潟ねむの丘管理運営受託事業会計決算報告書について御説明いたします。14 ペ

ージをお開きください。収支決算書であります。第12期会計年は平成19年10月1日から20年9月30日までであります。

収入の部の大科目1の事業収入ですが、営業収入では、売店収入や飲食収入などで、収入済額は4億8,276万5,427円で、収入未済額は売掛金です。

次に、16ページ、支出の部です。大科目1の事業費用であります。営業費用は4億404万2,103円ですが、商品仕入れや飲食材料等を初め、給与や手当、法定福利費、賃金のほか、営業用消耗品や施設維持管理費などがあります。また、未払額は会計処理を月末締めとし、翌月の25日支払いの方法をとっていることから、9月分の買掛金等があります。

18ページになります。中科目2の一般管理費用の支出済額1,371万7,577円は、役員報酬を初めとした事務関係費用の支出であります。

20ページになります。中科目3の施設管理費用2,126万4,002円ですが、主なものは小科目5の委託料で、施設の保守管理委託料であります。

以上の決算額により収入支出差引残高は6,096万5,861円となり、また、次期繰越金額は2,584万6,014円あります。

次に、22ページ、貸借対照表であります。これまでに御報告してきました収支決算書と貸借対照表や損益計算書等は消費税や減価償却費、棚卸高、預金等の関係により額が合致しないことを御理解願います。

最初に、資産の部では、流動資産と固定資産を合わせて、最下段の9,846万8,304円です。右側の負債の部では、流動負債の買掛金や未払い金は収支決算の未払額に当たる金額であります。

次に、23ページの損益計算書であります。売上高ですが、飲食、売店、手数料、使用料などの合計は4億6,102万9,985円であり、売上原価2億3,467万5,419円を差し引いた売上総利益は2億2,635万4,566円あります。この額から、次のページの販売費及び一般管理費明細書の合計額2億2,299万1,297円を差し引いた営業利益は336万3,269円になり、これに営業外収益等を加えますと、経常利益が479万6,191円になります。この経常利益に特別利益を加え、さらに特別損失を差し引くと、当期純利益は412万8,832円となります。

次に、28ページになります。第13期象潟ねむの丘管理運営受託事業計画であります。第13期は、今後予想される修繕費捻出に向け収支バランスをとりながら、一方、各種営業活動を積極的に展開するとともに、市内外の来場者に密着したにぎわいを創出するとともに、市民の総健康づくりを目指した施設運営を図ってまいります。

29、30ページです。収入支出予算書ですが、急激な社会情勢の変動を考慮し、全体的に前期に引き続き緊縮の予算計上をしております。

収入の部では、前年比で819万9,000円減の4億8,845万6,000円を計上しております。

31ページの支出の部です。収入にあわせて、健全な経営を目指した支出予算になっておりますが、備考欄にその内容を付記しておりますので、説明は省略いたします。

なお、支出予算全般にわたり、一層のコスト削減に努力をし、さらに良好な経営を目指してまいります。

以上で報告第6号の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第115号について、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

本案は、去る5月16日に提出された条例改正請求と同様の内容で、現行条例改正前の報酬月額に改める再度の条例改正請求であります。本年9月16日に國松東一郎氏より、現行条例の改正請求のための代表者証明書の交付申請があり、同月17日に証明書の発行を行いました。その後、署名活動が行われ、去る11月17日に、地方自治法第74条第5項の規定により、選挙権を有する者の総数50分の1、473人を超えた6,824人の有効署名をもって条例改正の請求があり、これを受理し、市長の意見を付して提案するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第115号について、選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（須藤顯君） それでは、議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてに関する直接請求に係る経過説明をいたします。

去る10月22日に請求代表者である國松東一郎氏より選挙管理委員会に対しまして、にかほ市条例改正請求の署名簿が提出されまして、選挙人名簿に登録されていたものであることの証明を求められたのであります。選挙管理委員会といたしましては、この署名簿の提出を受けて、形式的な審査を行いまして、署名簿を受領して、受領証を発行しております。

翌10月23日から実質的な審査を開始いたしまして、11月5日、審査を終了しております。

11月6日に選挙管理委員会を開催いたしまして、署名効力の決定を行い、署名総数、有効署名総数を告示・公表しております。内訳につきましては、既に御承知のとおりであります。署名総数7,847人、うち有効署名総数は6,824人、ただいま総務部長が申し上げられた数字であります。

11月6日の署名効力の決定を受けまして、翌11月7日から13日までの7日間、署名簿の縦覧を行いました。縦覧期間中に8名の縦覧者がありましたが、異議申し出もなく、7日間の縦覧期間が終了いたしました。

最終的に、11月14日に選挙管理委員会を開催し、有効署名総数を決定、告示して、署名審査録を作成いたしまして、同日、請求代表者である國松東一郎氏に署名簿を返付いたしました。

以上が経過であります。

議長（竹内睦夫君） これから、議案第115号について、地方自治法第74条第4項及び同法施行令第98条の2、第1項の規定により条例制定請求代表者から意見を述べていただきます。

代表者の國松東一郎さんに議場にお入りいただき、意見陳述をお願いいたします。

なお、傍聴されている皆様にあらかじめ申し上げます。にかほ市議会傍聴規則により、傍聴人は拍手をしたり、発言したりすることは禁止されておりますので、静粛を保たれるよう、お願いいたします。

それでは、國松代表者。

【条例制定請求代表者（國松東一郎君）着席】

議長（竹内睦夫君） それでは、これより国松東一郎さんから御意見を述べていただきます。
国松さん、お願いします。

【条例制定請求代表者（国松東一郎君）登壇】

条例制定請求代表者（国松東一郎君） このたび二度にわたりまして、こういう機会をつくっていただきました関係者各位に厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

この壇上に立って、最初、議長さんに質問したいと思いますが、今までの定例議会と解釈しました。今、こうして私が壇上に立ったのは通常……

議長（竹内睦夫君） 定例会です。

条例制定請求代表者（国松東一郎君） 今のは定例ですか。

議長（竹内睦夫君） はい。

条例制定請求代表者（国松東一郎君） そうすると、50分の1以上の票数をもってこういう権利を得たのは……、臨時議会でしょう。

議長（竹内睦夫君） 国松さん、自分の御意見を述べてください。

条例制定請求代表者（国松東一郎君） 述べますが、それ聞かないと、これから話、進みませんので。今、臨時議会と解釈していいですな。

議長（竹内睦夫君） いや、定例会です。

条例制定請求代表者（国松東一郎君） 定例会じゃ困ります。50分の1の市民の声を何として聞くんですか。

議長（竹内睦夫君） 質問のやりとりはできませんので、御意見を述べてください。

条例制定請求代表者（国松東一郎君） 私、臨時議会と解釈しまして、そう進めていきます。

議長（竹内睦夫君） 定例会でございますので。

条例制定請求代表者（国松東一郎君） そして、まず私、疑問に思ったのは、30分以内で話をとどめるようにと。これ、どういう考えなんでしょうか。

それから、臨時議会であれば当然これに付随しまして、採決もこの日、これ終わりますとすぐ採決してもいいはずなんです、それは19日に延ばすと。何か策謀に満ちた、そんな、術策のように考えますが、まず、私は、何回も言いますが、通常議会のつもり — 臨時議会のように解釈しまして話を進めていきます。

次に、今度、議長さん本人に対してですが、今までの議会の運営の仕方については、憲法上問題のある市会運営であります。まさに明治憲法に従った市会運営でありますので、ここで意見を申し上げます。

といいますのは、私が退場を命じられたことをひとつ考えてもらいましょう。後ろにいる傍聴者からは見えないので、何とか後に記録が残るように、「記名投票方式で願います」と、「願います」と言ったんです。たったこれ一言です。すぐ退場させられました。普通であれば、1回、2回、3回と注意して、それ以上の場合は退場を命ずることもあり得ますと、こういうのであればわかります。

また、別の例をもっていきましょう。国会の本会議場または予算委員会なんか見ていると、大変なやじが飛びます。きょうは委員会なんだからそれ以外の議員は、入ってはいいいでしょうけれど

も、やじっちゃならないはずなんです、非常に多くのやじが飛びます。そこには秘書官もおります。で、うるさくて聞こえない、議長さんが何とか静かにさせてくれればいいんじゃないかなと、テレビを見ながら私はたびたびそういう機会を見ているので思っておりますが、発言者がたまらなくなって、「議長さん、このうるさいところをとどめてください」と、「静めてください」とこういう発言しまして初めて、議長が何と言うかといいますと、「静粛に願います」と。いいですか。「静粛に願います」と、こう言っているんです。それに対して私のほうの議長さんどうでしょう。予告もなしにすぐ退場と。これこそ明治憲法の議会なんです。どうか改めていただきたいと。もしこのまま続けるようであれば、私は議長交代の声をさらに張り上げます。まずこの点どうかひとつ認めていただきたいと。

じゃ、今度は市長さんをお願いします。5月26日、私が意見陳述やった後、記者団に対しまして、「報酬引き上げは妥当」と、こういう声を使って幾つの新聞に出ておりますが、その気持ち変わりありませんか。

今どういう時世であるか。世界、日本の国も含め、秋田県内にまで及んでいますが、もう100年に一度あるかないかという、麻生首相の話を聞きますと、それだけの混乱が今、襲ってきているんです。

あちこち私、署名活動に歩きますと、「議員報酬のためのいわゆる税金であるならば、私は納めたくありません」と、私にはっきり言いました。で、「私に言うんじゃないかと市のほうに言うべきじゃないか」と言ったら、既に言っているようで、どなたかその電話を受け取っているはずですが、「議員報酬のためであるならば税金納めたくありません」と。

それからまた、こんな話も耳にしました。先ほどテレビモニターで聞いておりますと、ふるさと納税という話がありました。大変結構なような内容でした。ところが、息子にお盆に帰ってきたとき、何もこの市にふるさと納税なんかなくてもいいと、そう母親が返答しましたと、こう言っているんです。その意味は、先ほどの税金納めたくありませんというのは、それと同じように、議員の報酬の値上げにやるならばわざわざこっちに納めなくてもいいと、こういう意味合いでありました。

じゃ、ちょっと話を変えましょう。もっと民主的なような議会運営をやっているようすな。例えば、今に至るまでの間、私ずっと経過を調べてみました。合併直前、比較的仁賀保町に比べて報酬額が低いという金浦町、象潟町。これを高いほうに合わせましょうと、一たんその合併直前に上げているんです。その後、今の諮問委員会の前の諮問委員の方、私、歩いて回りまして、偶然その方と会いましたら、大変怒っておりました。「私たちを何と考えるんだ」と。合併しスリム化を図ろうと。したがって、「行財政の費用を少なくしようということで、私たちは引き上げには賛成しませんでした」と、こういう答えでした。ところが、その引き上げに賛成しなかったというので、具体的に言っていていいでしょうか、総務課としておきましょう。総務課になぜ上げないんだと。大変それを屈辱のように、不愉快な思いをしたというんです。そして、それから幾らもたたないのに、私たち答申したのに、幾らもたたないのに、また再度諮問委員会を開いたと。「9対1で残念ながらその答申案、私たちのほうは負けましたけれども、私たちを何と考えているんだ」と。本当にその

方の声が忘れられません。

そして、ちまたにはどういう声があるかといいますと、「イエスマンか」と、議員なんか何ぼ
— だれそれと言いたいところですが、「その諮問委員を選んだ根拠を示してください」と、こ
う言ったとき、市長さんは何と答えたかといいますと、「各種 — 各種、そしていろんな団体の
トップを選びました」と。最も立派な答弁であります、それを市民側から見ますと、「イエスマン」
と。市長さんのほうに顔を向けて「はい」と言っている。これはほかにもたくさんあるんです。も
っと立派な発言する方々がいるのに、なぜこの人方を諮問委員に選んだんだろうと、首をかしげる
ようなことがたくさんありました。

そこで、一つ提案があります。ちまたに不平不満が出ないように、議員や、それから行政のほう
から声がかからないように、第三者の機関、市民の代表者を数人選んで、その中から諮問委員を選
考する委員会をつくったらいかがでしょうか。これ一つ要望しておきます。

それから、3月の8日でした。中央に本社のある3月8日の新聞。概略で話をいたします。「財政
的には豊かでないのに — 当時は4割ですが — 4割アップ、これを市民が許すだろうか」と、
こういう見出しでした。そして、もっと詳しく話しますと、財政、町の、いわゆる財力がどうかと
診断するのに、18を超えると県知事の許可を得なきゃいけない。我がにかほ市はどうかといいま
すと、辛うじて16という数字だそうであります。一方では豊かな市と言い、一方ではそういう厳しい
目で見ておりますが、果たしてどちらを市民が信じればいいのかと。

しかも、よく議員の方々は言うんですが、「よそに比べて低い」と。これは根拠にならないんです。
政策研究会の教授がこう述べているんですが、飯尾潤さんという教授、それからノースアジア大の
渡邊さんという教授、「よそと比較してならないものなんだ」と。よそが高いから私のほう低いので
上げると、これは問題外だと。私も前のときはそう言いました。報酬と給料とは違うのだと。それ
をまだわきまえておらないようであります。

どうかひとつ市長さんをお願いなのは、行政も議会も及ばない第三者の諮問委員を、いわゆる組
織をひとつつくりたいと、この点をお願いしておきます。

それから、2番目は — 3番目になりますか、議員の方々にお願いいたします。七千幾ら、票
数少ないですか。前には4,000、5,000、そんなぐらいの数字を集めたからって我々は何もびくりと
もしないと。それを気にしていたら決められる問題も決められないと、こう言った議員がおるん
です。その中には、議員に投票した方がいるんです。それらの市民の声を無視するような議員が
いるということは、全く本当に残念でなりません。

これからまた話を変えていきますが、議員の報酬引き上げ反対の署名に歩きましたら、こうい
う方おりましたよ。「私はだれそれ議員の親戚なんだけれども、私はだれそれ議員の後援会の者だ
けれども、もしこの後このまま続けるようであれば後援会の役員も退きます」と。それから、「幾
ら親戚であっても私はその方に票は入れません」と。本人には言ったそうであります。「意見を
言いましたらどんな状態だ」と聞いたら、「黙って聞いていました」と。

そして、私たちは、もう議員の周辺は丹念に、こつこつ念を入れて署名活動に歩きました。み
んな進んで署名してくれました。「私らこんなに苦しんでいるのに、議員だけ報酬が上がればいいのか」

と、こんな声を聞きながら署名をもらいました。

今回は、私たちの立場からしますと、日が短くなってきている。農繁期であった。これがもし7時、8時ころまで明るい時間帯であるならば、勤めから帰ってきた人方、この数を加えますと莫大な数字の署名が集まります。農作業の手を休めてまで私は署名してくださいと、こうは言いませんでした。これほど多くの市民が怒っているんです。もしこのまままたやるならばやって結構でしょう。

先ほどのところへ戻りますが、議長さんに注文をつけたように、記名採決してくださいと、こう言ったほかに、臨時議会であるならば、何も15日間後へ延ばさなくて、きょう即日採決に入ってもいいはずなんです。何も準備も要らないはずなんです。どうかそこをひとつ考えていただきたいと。できれば、きょう採決しますと変更があるまで私は動きたくないんです。

まず、これからまた再度議員に立候補する方々のためにひとつ知恵を授けておきますが、今回署名活動に歩きまして非常に怒っておったのは、女の方々でした。それから漁師、それから建設業者、これは目に見えてはっきりしていました。これは順序今これからよく話していきますが、それから、ふだんは政治問題には決して口を出さない退職された校長さん方、これも今これから披露していきますが、ふだん口にしらない退職校長さん方まで口に出しているんです。それは本荘市在住の者であり、秋田市在住の者もありますが、関係ないところにいる方々がなぜこういう声を出しているかということ、かつてこのにかほ地区で奉職をした方々であり、議員の皆さん方の名前まで十分知っている方々でありました。その方々からいろいろな示唆も受けました。その一つ紹介しておきましょう。

「議員は職責を忘れ」 — いいですか — 「議員は職責を忘れ、信念もなく、そして、いつからサラリーマン化したのだろうか」と、これは本心であります。「議員は職責を忘れ、信念もなく、そして、いつからサラリーマン化したのだろうか。しかし、こういう議員を選んだのは我々じゃないか。親戚だ、知人だと頼まれて、そして票を入れた。これからは我々はしっかり目を開いて、だれが本当に市民のために頑張ってくれる議員なのか。これから本当に議員として私たちのために頑張ってくれる議員を見定めていこうじゃないですか」と、こういう結びですが、その「職責を忘れ」というのはどういうことか。市民を守らなきゃいけない議員の皆さん方であります。ところが、どうでしょう。「私は、最後まで、一人になっても議長を守るんだ」と。立派な考えです。そこに忘れちゃならないのは市民を忘れているんです。

それから、私たちが集会を開いている、そのことを知らせたら、「無視、無視」と言ったんです。「我々を無視しておれたちは通すんだ」と。今度無視されるのはあなた方ですよ。どうか主権者がだれであるか、もっとわかりやすく言うと主人公はだれであるのか、これを忘れていただきたいということ。

それから、11月の初めの議会だより、私たち五、六人集まって読んでいました。そこにふらっと入ってきた男の方がおまして、私たちも一通り読み終えたので見せてやりました。そうしたら、何と言ったかということ、「次元の低い議員たちだな」と。「次元が低い」と言っているんです。もっとわかりやすく言うと、程度が低いなと言っているんです。私は自分が言われたように本当に体が熱くなってきました。その一言を残しまして退場されたんですが、私を除いてほかの人方はみんな

知っていましたが、建設業者に注文品がないかと言って回ってきた。どうも、いわゆる「程度が低いのお」と、最後の「の」というところを使うと庄内人だなとわかりました。庄内の一業者が、そして「程度が低い」と、こんな一言を残して去っていった、こういうことであります。

また、私は前回退場させられましたが、その前にも退場させられた方は、「こんな議員があ」といった、あくびをすったような、本当情けないといったような声を残して退場させられていきました。本当に情けないと思います。

それから、テレビに出た副議長さん、「1回、2回、決まったものを再度出す。議会の権威はどうしたんだ。議会の権威が落ちるんじゃないか」と、こう発言されておりました。そこで大事なのは、笑われないような発言をひとつ望みたいということと、だれのための議会であり、だれのための議員なのかと、それを忘れてるんです。今開くこの議会は市民のためなんです。議員のためじゃないんです。市民のために、そして市民のための議会なんです。どうかそれを忘れないでいただきたい。これを強く主張しておきます。市民が主権者だということは、もう中学校の3年生……。私も教えました。市民は主権者。いわゆる国民は主権者だと。

きょう意見陳述をこうして述べていますが、「定例議会なのですか、臨時議会なのですか」と聞いたのはそこなんです。臨時議会と解釈して私はここに上がっているんですが、とすれば、「30分以内におさめてください」、これも引っ込めなきゃいけないはずなんです。それから、15日間延ばして、19日の採決に入りますと。私からしますと非常に不満であります。

まして、その間、陳情の問題 — 報酬値上げにつきまして、総務委員会に付託しましたと。この手は私、食いません。なぜかといいますと、その総務委員は、見てください。報酬引き上げの賛成数が多いんです。その数をもって総務委員会で決まりましたと来て、本会議場に持ってくる。したがって、総務委員会に付託してやりますのでここでは討論しませんと、今までのようにやられますと、たまったものじゃありません。多数によってここで討議しません、これから採決に入りますと。

先ほど私、申し上げたのは、後ろから見ている傍聴者は、だれが立ったのか、顔が見えません。ただ、幸いに前は1人だけ、今までのあれに変わって造反した方がおりますが、ああ、だれそれ議員とわかりましたけれども、この後また一斉起立されると、私、傍聴者はわかりません。

こういったように、私たち、議員と私たちと向き合った話ができるように、そうしてくだされば、こんなことまで言わなくていいんですが、私たちには発言の機会がないんです。憲法、たしか第3章の13条から19条にわたって、国民の権利と義務という、これは大学におったときに私、非常に難儀して、単位取らないと卒業できないんですから、苦労して憲法は全文読んでおりますが、国民に与えられた権利主張の権限に直ちに退場と。予告もなしにですよ。こんな議会、先ほど申したように、まず明治憲法下の議会運営じゃないかと。今のような議会運営であれば、中学生のほうがずっと上手にやっています。発言しない議員に対しては、「あなた、何か考えありませんか」といったように求めながら、そして意見を調整しながら進行していきますよ。

まず、ぜひきょうお願いしたい、きょう採決にもっていききたい。私は二度も三度も来る時間が惜しくてなりません。そして、ここにマスコミの方もたくさん来ておりますので、どうかひとつ何

か難しい問題があるのであれば別ですが、また談合でもやるとすればまた、これは話違います。違いますか。談合をやるのであれば時間与えません。議員一人一人の答弁を願いたいんです。意見あったらどうかひとつ私に反論してください。できれば私、1対1、こうして答えていきますが、その中には傍聴者が必ずいること。どうか前回と同じように、総務委員会に付託しました、こういう手は私、食いません。15日間という余裕も私は与えたくありません。即決できるはずなんですから。どうか議長さんお願いいたします。

それから、第4番目、これは市民の声をそのまま聞かせます。皆さんを呼ぶのに敬称はだれ一人つけません。「あのやろう」と。こういう声、現実ですよ。「選挙のときだけ頭ぺこぺこ下げて、そしてわき面見て歩く」と。これが現実ですよ。そして、出てきた声を皆さん方に率直に伝えていきます。「あれは政治家じゃないよ。まるで政治屋だな」と。政治家じゃなくて政治屋だなと。「まるで映画やテレビに出てくる悪代官だな」と、こう言われているんですよ。悪代官と言っているんですよ。

そしてまた別の人はこう言っていました。賃金の、いわゆる手間取り議員と、「手間賃稼ぎの手間取り議員か」と、こういうのは市民の率直な声ですよ。そして、前回、わずか2人の関係で破れてしまいましたが、談合議員という、こういう呼び方に変わっていました。「あのやろうが」とか、「手間取り議員か」、こういう言葉がちまたに広がっているんですよ。そして、これ2人の方から聞きました。「町を歩いていたら石をぶつけてやるか」と。これ、現実ですよ。しかも同じ職種じゃない、違った場所でその声を聞きました。

署名に歩きますと、私はだれそれ議員の親戚だと言いながら署名してくれた、2人おりました。「本人にこのままでまた報酬引き上げに参加するようであれば、私は今度票は入れません」と。「私は後援会から身を引きます」と。もう足元から崩れているんですよ。そして、議員の皆さん方の、もう向こう三軒両隣はもうがちり署名はいただきました。もうがたがたになっているはずですよ。

先ほど私申し上げたように、この後また強行採決してみてください。マスコミは市民の声を聞かないで強行採決に及んだと、恐らくそういうタイトルで、全国津々浦々、即日情報として流れるでしょう。市民の声を無視して、そして強行採決と。私たち市民の立場からすると、このまま持久戦に持っていてもいいんです。

中には、私、回りますと、「こんな生易しいことやるな」と、「すぐリコール運動をやれ」と、非常に怒られました。ところが、なぜリコール運動をやらないかといいますと、私たちに引き上げ反対の意を唱えて同調してくれた10名の議員がおるからなんです。それでほかの皆さんが助かっているんですよ。おれたちに応援して、そしてリコールというと、全部やめなきゃいけない。これでは私たちに同調してくれたその10人の議員の方々に非常に申しわけなくて、私がリコール運動やってくれというのを抑えているんです。だけれども、きょうこのまま強行採決するならば、もう強い動きを、これから市民に働きかけて動きますよ。

まずここで市長さんにも議員の皆さん方にも話しますが、理念として、そういう政治に携わる方々がどんな理念を持っているか、一人一人からお伺いしたいところですが、一問一答できないそうでもありますから、私から私の気持ちを申し上げます。

いやしくも市長さん、あるいは議員の皆さん、この行政に携わる者であるならば、トップに市の繁栄、二つ目に市民の幸せを願って、これはどんな時代であっても忘れてならないことじゃないかと思うんです。市の繁栄と市民の幸せ、そうしたところで頑張るんだと。いかがでしょうか。皆さん方の意見を、意見をぜひ聞きたいところですが、残念ながら先ほど申したようにやりとりができないそうではありますが、いつか聞かせてください。できなければアンケートを出します。……

議長（竹内睦夫君） 私のほうから申し上げます。間もなく 12 時を迎えますけれども、このまま会議を続行します。

なお、國松代表には、請求の趣旨を簡潔に述べるようにしていただきたいと思います。

条例制定請求代表者（國松東一郎君） はい。

それから、今度もう一つ、議員の方々に、これは市のほうにお願いしたほうがいいでしょうか。国家公務員であれば人事委員会というところで、いわゆる第三者機関ですが、ここで賃金の高を決めます。ところが、どうでしょう。先ほど申し上げましたように、諮問委員はイエスマン。そしてイエスマンの声を聞いて市長さんが提案しますと。市長さんが提案したから私たちはそれに賛成、反対の判断を下さなきゃいけない。こういう発言を私、前にも聞きました。したがって、行政も議員も口を出せない、いわゆる国家公務員のような第三者機関による賃金、いわゆる報酬が妥当なものかどうか、そうした判断を持つ機関を設けていただきたいなど、こう考えているところであります。どうか本当に真剣になって検討していただきたいと。

以上、まずまとめで話しますが、ここで採決をぜひ今日中にやっていただきたいと、これをお願いして終わります。どうもありがとうございました。

議長（竹内睦夫君） 國松東一郎さんには御意見を述べていただき、ありがとうございました。それでは、國松さんには退場をお願いいたします。

【条例制定請求代表者（國松東一郎君）退場】

議長（竹内睦夫君） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午後 0 時 01 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の補足説明で、産業部長のほうから発言の訂正方がありますので — 補足説明の説明漏れがあるようですので、この発言を許可します。産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 午前中にかほ市観光開発株式会社の決算書の報告をいたしました、5 ページの販売費及び一般管理費の中に、項目の中に下から 4 行目であります寄附金 601 万 5,000 円というのがあります。これにつきましては、4 ページにあります販売費及び一般管理費の 1,500 万円あるわけですけれども、この 600 万円というのは株式会社から市のほうに寄附があったという

ことでありますので、最終的な当期の純利益が490万円ということになっておりますので、補足説明とさせていただきます。以上です。

議長（竹内睦夫君） それでは、これから議案第116号以下の各議案に対する提案理由の補足説明を続けます。議案第116号について、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 議案第116号につきましては、市長が説明しましたとおりに、条例中に引用している法律の題名が解消されたことに伴う改正でありますので、補足しなければならないようなことはございません。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第117号及び議案第118号について、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから、議案第117号、並びに議案第118号、関連がありますので、一緒に若干補足説明させていただきます。

提案理由の中で説明したとおりなんですけれども、9ページのほうをちょっとお開きください。その改正の内容としては、上水道の納期限サイドの条例に合わせる必要があるものですから、使用料の納期限を従来30日とあったのを20日に変更するというような内容だけです。あと、この条例自体は3月1日から施行するんですが、実際は3月分の使用料からこれが適用になるということになります。

続いて、118号、11ページのほうをごらんいただきたいと思います。これも同じように、15条の第3項中の30日以内を20日以内に改めるということと、25条に次の1条を加えると。使用料等の督促及び延滞金という部分なんですけれども、この26条にこの条項を、今まで下水道のサイドの条例に載っていなかったものですから、これも同じように上水道と同じような条文化するということで、新規に追加しております。あと、施行期日、これも同じく3月1日から施行と、そして、同じく3月分の使用料から適用するというようになっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第119号の歳入及び歳出について、それぞれ補足説明を求めます。最初に、総務部に関することは総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私のほうから、総務部関係の主なものについて補足説明いたします。

9ページをお開きください。1款1項2目の法人市民税は、法人の平成19年3月期の決算が確定したことや、それに伴う予定納税額が確定したことにより、8,600万円の増額補正を行うものでございます。

10款1項1目の普通交付税は、道路特定財源の暫定税率の執行に伴う4月分の減収分としての9款3項1目の地方税等減収補填臨時交付金や、普通交付税の調整率の変更により、643万2,000円の増額となったものでございます。

10ページをお開きください。14款2項5目の市町村合併推進体制整備費補助金は、合併後10年間で総額3億9,000万円が交付されるものであります。今年度2,000万円が交付されることにより、次年度以降の交付残額は6,000万円となります。

12ページをお開きください。18款2項1目の財政調整基金は、今回1億3,805万5,000円を繰り入れすることにより、残額は9億円となる見込みでございます。

次に、歳出であります。15ページをお開きください。2款1項12目の18節、備品購入費315万

円は、総合行政ネットワークの機器の更新であります。2項1目の13節、固定資産評価替作業委託料200万円は、平成21年度の評価がえに向けてのデータ処理業務でございます。

28ページをお開きください。12款の公債費は、後年度以降の負担軽減のため、今回2億1,188万円を繰上償還するもので、当初予算と合わせて、今年度の繰上償還額は2億4,997万1,000円となります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する補足説明を市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係の主なものについて申し上げます。

初めに、歳入です。12ページをお開きください。下から3行目です。20款4項6目雑入に由利本荘市リサイクル施設負担金過年度精算金としまして、1,248万8,000円があります。19年度に負担金として981万2,000円を支出しておりましたが、収集しましたペットボトル、瓶、紙類などの売却益などを清算した結果、1,248万8,000円の配分があったものであります。

次に、歳出です。16ページをお開きください。中段あたりになります。2款7項3目防犯街灯対策費11節需用費の光熱水費890万円と、修繕料300万円は、防犯街灯の電気料と修繕料でございます。いずれも今後の必要額を見込んで、増額の補正をお願いするものでございます。

19ページをお開きください。中段あたりになります。4款2項2目清掃センター運営費11節需用費の光熱水費160万円は、電気料が不足する見込みでありますので、増額の補正をお願いするものです。修繕料につきましては100万円ほど不要になると見込まれますことから、減額の補正をお願いしております。13節委託料につきましては、ごみ収集運搬委託料が請負差額によって240万円ほど不要になりますことから、減額の補正をお願いするものです。15節の工事請負費につきましては、ごみ焼却炉の電気集塵機と荷電制御装置に故障が発生しまして、補修工事が必要となりましたので、300万円の増額補正をお願いするものでございます。同じく19ページの下から3行目あたりになりますが、4款3項1目水道整備費28節繰出金151万1,000円の減額は、議案第121号で御提案しておりますとおり、簡易水道特別会計で減額補正が行われますことから、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する補足説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金の10節の生活保護費負担金1,200万円でありますけれども、これは、今回歳出に補正計上しております扶助費1,600万円の国庫負担割合4分の3の相当額であります。それから、11ページです。15款2項2目民生費県補助金2節の児童福祉費補助金42万9,000円でありますけれども、この内訳は、すこやか子育て支援事業費の補助金100万円の増額と、地域子育て支援拠点事業に対する県からの内示があったために、今回、57万1,000円を減額するものであります。それから、4節の社会福祉費補助金77万6,000円は、9月に補正しました各保健センターへのオストメイト対応のトイレ設備機器の設置に係る工事分が、県単事業であります地域福祉拠点づくり事業の対象事業として認められたことから、工事費用の2分の1が補助されるものであります。

それから、12ページをお開き願います。下のほうの20款4項6目雑入のうち健康福祉部にかか

わるものは、介護保険事業における広域市町村圏組合負担金の過年度精算に伴う704万5,000円ですが、これは介護給付費分が主なものであります。

続きまして、歳出であります。16ページをお開き願います。下のほうの3款1項1目社会福祉総務費合わせて1,815万8,000円ほど計上しておりますけれども、これは7節賃金、11節需用費、20節扶助費、これは冒頭で市長の行政報告にありましたとおり、灯油購入費等の助成事業にかかわるものであります。現時点で把握している対象世帯は、生活保護世帯117世帯、高齢者世帯1,229世帯、障害者世帯276世帯、ひとり親家庭97世帯の1,719世帯となっております。1世帯当たり1万円を商工会の商品券で交付するものであります。1月10日から申請の受付を開始する予定であります。今回は幾らか準備期間もありますので、対象になるとと思われる世帯に対しては事前に通知を差し上げまして、申請時に即時交付できるように事務手続を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、17ページの3款1項7目福祉施設管理費13節委託料156万円ですけれども、これは象潟老人福祉センターのボイラー、あるいは暖房用の灯油代を初めとしまして、消耗品、電気、ガス、水道代の不足によるものであります。それから、18節の備品購入費10万7,000円は、午ノ浜温泉の休憩室用のストーブを購入するものであります。同じく17ページの3款2項1目児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金50万円は、若葉保育園分のすこやか子育て支援事業に対する補助金であります。それから、18ページをお開き願います。3款3項2目扶助費20節扶助費1,600万円ですけれども、これは生活保護受給者の増加に伴う住宅扶助費の増加と、それから、手術などの措置を受ける被保護者が増加いたしまして、今後の医療費の大きな伸びが予想されるために、補正をお願いするものであります。それから、同じく18ページの4款1項3目成人保健事業費13節委託料235万5,000円の減額は、事業が終了したことによるものであります。それから、5目の保健センター管理費の11節需用費の140万円は、スマイルの光熱水費の不足分であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する補足説明を産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 産業部関係の主な項目について補足説明をします。

予算書11ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金の2節水と緑の森づくり税事業費補助金570万円は減額補正であります。植栽伐倒処理量の確定によるためです。15款2項7目災害復旧費県補助金235万1,000円の増額補正であります。農地農業用施設災害復旧行費補助金90万8,000円は、中の沢地内の工事に対する補助金であります。事業費181万6,000円の2分の1補助であります。林道施設災害復旧事業費補助金の144万3,000円は、太郎ヶ台林道1号と2号の合計の補助金であります。12ページをお開きください。20款4項6目雑入の説明の2行目、支障物件等補償費69万4,000円のうち33万7,000円は、東北電力送電線支障木伐採補償であります。同じく、次のページの雑入の下から3行目の秋田県経営安定資金保証料返還金99万8,000円は、この安定資金の繰上償還等に伴う保証料変換金4件分です。

続いて、歳出であります。20ページをお開きください。4目松くい虫防除対策事業費13節委託料の570万円は、歳入で説明しましたが、伐倒処理量の確定により事業費が減額となり、補正計上す

るものであります。6目海岸林再生事業費の13節委託料329万9,000円の増額補正であります。生育率50%を確保するための補植で、1ヘクタール当たり36万150円の補助で、面積にして9.16ヘクタール、クロマツ約1万1,000本の計画であります。

21ページの7款1項2目商工振興費13節委託料では60万円の増額補正であります。ISO認証取得促進アドバイザー業務委託料は、進出マネジメントシステム等の導入を支援するため、地元企業のOB2人に3ヵ月委託するものであります。19節負担金補助及び交付金は、秋田県経営安定資金融資保証料補助金であります。景気低迷による資金需要増大に伴い、現在申請済み、申請待ち等と、今後新規対応分で、55万7,000円を補正計上するものであります。

7款2項2目観光施設費の11節需用費の燃料費130万円は、鶴泉荘の灯油代であります。

27ページをお開きください。11款2項1目農林業用施設災害復旧費は、歳入で説明しました中の沢地内と太郎ヶ台林道1号、2号の工事関係予算であります。15節工事請負費については、中の沢地内で181万6,000円、太郎ヶ台林道1号、2号では、257万8,000円を計上しております。

産業部関係の歳入歳出についての補足説明は以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する補足説明を建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから建設部所管の主な項目について補足説明いたします。

最初に、10ページをお開きいただきたいと思えます。歳入ですけれども、14款2項3目2節国庫補助金のところの都市計画費補助金3,000万円の減ですが、これはまちづくりの交付金の補助金というふうなことで、国からいただいておりますが、歳出の工事請負費等において、事業のほぼ確定の見込みが見えたことで、減額になるということで、補助金もあわせて、今回、減額するものでございます。工事請負費等の内容については、歳出のほうで説明したいと思えます。

それでは、続いて主な歳出について説明いたします。22ページをお開きいただきたいと思えます。8款4項1目都市計画総務費の28節繰出金1,769万4,000円の減額でありますけれども、これは公共下水道事業特別会計への繰出金ということで、減額になるわけなんです。これはいずれこの後の特別会計のほうで説明したいと思えます。

次に、23ページをお願いしたいと思います。8款4項2目まちづくり交付金事業費です。15節工事請負費4,600万円の減額ですけれども、説明の欄に書いてありますが、一つ目は、公園整備工事2,879万4,000円の減額であります。これは旧金浦小学校の解体工事の発注による精算見込みということで減額するものです。二つ目の道路整備工事1,450万円の減額ですが、これは金浦・中飛線等の道路改良工事と、排水路工事を行う予定で、設計とも委託関係を進めておりましたが、当初想定していた排水関係の断面が、設計によって大きい断面が必要だということで、既存の用地内に構造物がちょっと納まらないことから、全線において用地買収が必要ということになりました。それと、国から採択を受けている区域よりも、当初の計画、上流部分を計画してあったんですけれども、要するに下流部分についても整備をしなければ、事業の効果が期待できないということで、国のほうに追加の変更申請を行っております。そういうことで、国の変更承認を受けた後、用地買収となると年度も大分迫って、大規模な工事はできないと、難しいと考えまして、今回は排水整備に影響のな

い、道路の暫定盛土の施工を実施したいというふうに考えまして、今回、減額するものです。三つ目の排水改良工事 270 万 6,000 円の減額は、地蔵町地区、あるいは塩焚浜地区の排水対策工事ということで計画しておりましたが、工事の施工個所が非常に海に隣接しておりまして、これからの冬季風浪ということの影響で、工事の実施がちょっと難しいということで、今年度は、風浪、波浪の影響を受けない区域に縮小しまして、工事を実施するというので、減額になるものでございます。続いて、17 節公有財産購入費 1,380 万円の組み替えによる増額ですが、一つは先ほど工事請負費で説明しました金浦・中飛線の道路改良工事と排水路工事に伴う用地を購入するものと、二つ目は勢至公園周辺整備事業として、国道 7 号バイパスと市道に囲まれた土地を購入するもので、整備計画では、この土地を自由広場として活用する計画となっております。

続いて、8 款 5 項 1 目住宅管理費の 15 節工事請負費 897 万円の増額であります。一つ目は、市営住宅入湖ノ澗団地の解体工事費として 800 万円を計上しております。この住宅は昭和 49 年に建築されまして、既に 34 年経過しております。建物の構造というのはパネルコンクリート、PC というものの 2 階建てなんですけれども、大分老朽化も進みまして、2 棟の 12 戸床面積で 604 平米になっておりますけれども、3 世帯入居しておりましたが、10 月末日までに住宅の明け渡しもすべて終了しております。二つ目は、金浦地区にあります市営住宅木の浦山団地 1 戸の解体工事費として 97 万円を計上しております。この住宅は昭和 36 年に建築され、既にこれも 46 年経過しております。建物構造は木造平屋建てということで、現在、4 戸あるんですが、そのうち 1 戸の老朽化が進んでいるということで、解体の計画をするものでございます。床面積は 34.65 平米となっております。現在、この解体予定の住宅には 1 人の入居者がおりますが、明け渡しすることでの了解を得ております。なお、残りの 3 戸の住宅につきましては、入居者から土地と建物の払い下げの強い要望があったことから、年度内に何とか払い下げができるよう、用地の境界の確認、あるいは住宅の用途廃止などの諸手続を進めております。

建設関連は以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防本部に関する補足説明を消防長。

消防長（中津博行君） 消防関係の歳入について御説明申し上げます。13 ページをお開きください。

21 款 1 項 5 目 1 節消防費消防債 60 万円の減額であります。これは小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、ポンプ積載車各 1 台購入分の落札価格が下がったため、起債額の減額となったものでございます。

続きまして、消防関係の歳出について説明申し上げます。24 ページです。9 款 1 項 1 目常備消防費 11 節燃料費 30 万円でございますが、これはガソリン・灯油価格が高騰したために、年度末までの燃料使用見込み量を試算しまして、予算が不足するものと見込まれるために計上したものであります。同じく 9 款 1 項 2 目非常備消防費 1 節報酬の減額 50 万 5,000 円は消防団員の欠員分でございます。3 目消防施設費 18 節備品購入費 58 万 3,000 円の減額は入札差額によるものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する補足説明を教育次長。

教育次長(小柳伸光君) それでは、教育委員会所管の補正予算について補足説明をいたします。

歳入につきましては、補足説明は特にございませんので、24ページ、歳出、10款1項2目の事務局費13節の委託料、スクールバス運転業務委託として41万円計上してございます。これは金浦小学校児童の下校時の運転業務の委託でございます。次に、25ページ、19節の負担金補助及び交付金、これにすこやか子育て支援事業補助金47万6,000円、これは幼稚園に通う児童がふえたためでございます。その下の扶助費、要保護準要保護等児童生徒援助費78万4,000円、これも援助対象児童数がふえたためでございます。それから、10款2項小学校費1目学校管理費の中の11節需用費修繕料131万円計上してございます。これは各小学校の小破修繕のためでございます。それから、13節の委託料137万円減額してございますが、これは平沢、上浜、小出、釜ヶ台、各学校の一次、二次の耐震診断委託料の請負差額でございます。それから、15節に工事請負費310万円計上してございます。これは来年4月から金浦小学校に聴覚に障害のある児童が入学するために、多目的ホールを一部特別教室として使用するための改修工事でございます。続きまして、26ページ、10款4項社会教育費の8目金浦勤労青少年ホーム管理費の中に、11節修繕料60万円計上しております。これは正面玄関の自動ドア4枚の修繕のための予算計上でございます。それから、9目のフェライト子ども科学館の管理費、同じく需用費に印刷製本費58万8,000円計上してございます。これは入場券をつくるための予算でございます。その他の需用費等も補正してございますけれども、これは単価アップ、高騰したための単価アップによる補正でございます。以上です。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第120号及び議案第121号についての説明を市民部長。

市民部長(齋藤隆一君) 議案第120号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)の補足説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入です。5款1項1目療養給付費交付金過年度分の1,960万3,000円は、平成19年度退職者医療療養給付費交付金の確定に伴いまして、診療報酬支払基金から追加交付されるものでございます。8款1項1目高額療養費共同事業交付金の1,282万1,000円と、同じく2目保険財政共同安定化事業交付金の2,027万5,000円につきましては、4月以降の実績から見まして、当初見込んでおりました交付額よりも多く見込めることから、増額分の補正をお願いするものでございます。

続きまして、7ページ、歳出です。下段になります。2款2項1目の一般被保険者高額療養費2,146万6,000円と、同じく2目退職被保険者等高額療養費の1,265万6,000円につきましては、それぞれ1月支払い分以降の療養費が足りなくなると見込まれますことから、増額の補正をお願いするものでございます。8ページをお開きください。7款1項4目保険財政共同安定課事業拠出金の1,290万円は、1月以降の拠出金が不足すると見込まれますことから、増額の補正をお願いするものでございます。12款予備費の補正は、歳入と歳出の差額を予備費で調整したものでございます。以上でございます。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第122号及び ー 121号の補足説明を引き続き。

市民部長(齋藤隆一君) 議案第121号平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第2号)の補足説明をいたします。7ページをお開きください。

歳出から説明いたします。1款1項1目維持管理費11節需用費光熱水費の110万4,000円は、電気料が不足すると見込まれますので、増額の補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、水質検査委託料が請負差額によりまして240万円ほど不用になりましたことから、減額の補正をお願いするものです。

歳出の総額で151万1,000円の減額となりますことから、6ページの歳入につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第122号及び議案第123号についての説明を建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから、議案第122号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を行います。

最初に、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入でありますけれども、4款1項1目一般会計繰入金であります。今回の補正で1,769万4,000円を戻し入れするものでございます。備考のほうに書いてありますとおり、一般会計のほうから繰入金のものを戻し入れるというものでございます。6款3項1目雑入は、消費税還付額の確定により、既定額を差し引いた549万4,000円を今回増額補正するものでございます。また、7款1項1目下水道事業債の610万円の増額補正は、資本費平準化債借入限度額の算出方法の変更によるものでございます。

次に、8ページ、お開きいただきたいと思います。歳出の主な内容でございますけれども、1款1項1目一般管理費の役務費22万7,000円は、収納事務の一元化に伴う振替口座統一作業のための郵便代でございます。同じく2目管渠管理費光熱水費670万1,000円の減額ですが、これは平成20年3月、ことしの3月に新たに全面供用開始しました4カ所の中継ポンプ場の電力料でございますけれども、積算時は供用前ということで、実績もなかったものですから、今回、今までの実績を踏まえまして、670万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、2款1項1目公共下水道事業費です。補助事業における委託料、工事請負費、補償補填費も組み替えであります。委託料2,531万円は来年度面整備を予定しております平沢清水尻・山王森地区の測量委託、地質調査委託、また、設計委託が主なものでございます。工事請負費3,400万円、これは象潟幹線圧送管の敷設工事であります。また、補償金の5,910万円の減額は、ガス水道管移設補償等の工事発注に伴う実績の見込みによるものであります。

3款1項公債費の元金は、財源振替のみの補正でございます。

前後しますけれども、ちょっと4ページのほう、戻ってお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正であります。さきに御説明申し上げたとおり、資本費平準化差異の増額に伴い、7,870万円に変更するというような内容のものでございます。

続いて、議案第123号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を行います。

これは、特別、総額を変えないでの補正予算の組み替えの補正のものでございますけれども、最初に6ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費の37万7,000円の減額補正でありますけれども、11節需用費の172万円の増額は、処理場、ポンプ場の電気料の値上がりによるものでございます。13節の委託料の198万2,000円の減額は、説明欄のとおり、委託契約等の請負差額によるものでございます。3款1項公債費37万7,000円の増額補正は、繰上償還分の償還

額の確定によるものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） それぞれ補足説明の説明漏れはございませんか。

【発言する者なし】

議長（竹内睦夫君） ないようですので、これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 43 分 散 会